



福祉・介護

社会福祉

福祉の相談

問・相談窓口

- 高齢者に関する相談
長寿課 地域包括ケア推進係 ☎43-7085
- 障害のあるかたに関する相談
福祉課 障害福祉係 ☎43-7052
- 子どもやひとり親家庭に関する相談
子ども課 児童相談係 ☎43-7054
- 生活困窮に関する相談
福祉課 福祉相談係 ☎43-7017
- 生活保護に関する相談
福祉課 保護係 ☎43-7051

高齢者や障害のあるかた、子ども・ひとり親家庭、生活に困窮しているかた等の各種相談に応じています。

福祉まるごと相談

- 問 ▶ 福祉課 福祉相談係 ☎43-7017
- ▶ 大館市社会福祉協議会(総合福祉センター内) ☎43-1155

▶ 各地区の地域包括支援センター(市内5カ所)

※お問い合わせはP.51「大館市地域包括支援センター」を参照のこと
真中・二井田地区、田代地域は大館市社会福祉協議会まで
生活困窮、障害、子ども、高齢など、福祉に関する複雑化・複合化した課題を抱える人に対する支援を図るために、「福祉まるごと相談」の窓口を開設しています。
お悩みのかたは、お気軽にご相談ください。

生活保護

問 福祉課 保護係 ☎43-7051

生活に困ったときには、生活保護法に定める要件を満たしていれば、生活保護を受けることができます。

生活保護が受けられる場合

生活保護は、世帯(生計を一緒にしている家族)を単位として行われます。国が定める基準(最低生活費)に対して、世帯の収入などで満たすことができない不足分を補う程度で行われます。

大館市社会福祉協議会

- 問 ▶ 大館市社会福祉協議会(総合福祉センター内) ☎42-8101
- ▶ ノノ丸事務所(総合福祉センター内) ☎49-2588
- ▶ 上川沿事務所(上川沿公民館内) ☎42-8102
- ▶ 比内事務所(福祉保健総合センター内) ☎55-2850
- ▶ 田代事務所(田代いきいきふれあいセンター内) ☎54-3173

皆さんの心のふれあいと助け合いで、誰もが安心して生活できるまちを作るための民間の中核的団体であり、地域福祉の推進を図ることを目的としています。その活動として、ボランティア活動の推進を図るボランティアセンター事業、福祉教育の推進事業、高齢者や障害のあるかたへの援助事業、日常生活自立支援事業などを展開しています。
また、介護保険事業として訪問介護、訪問入浴、通所介護や介護の相談に応じる居宅介護支援事業などを実施しています。



福祉・介護

〈 広告 〉



ショートステイ
とんぼ



〒017-0044 大館市御成町4丁目6番10-1号
TEL 0186-44-5191 FAX 0186-44-5192
E-mail:ss-tonbo@wave.plala.or.jp



ショートステイ
とんぼ 新町



〒017-0844 大館市宇新町33番地
TEL 0186-57-8701 FAX 0186-57-8702
E-mail:ss-tonbo-s@opal.plala.or.jp



ショートステイ
とんぼ 釈迦内



〒017-0012 大館市釈迦内字稲荷山下229番地
TEL 0186-59-4653 FAX 0186-59-4654
E-mail:ss-syakanai@videw.com

高齢者福祉

問 保険課 医療給付係 ☎43-7046

後期高齢者医療

この医療制度は、75歳の誕生日当日から自動で加入になります(65歳以上75歳未満の一定の障害があるかたは、認定を受けた日から加入できます)。

対象

- 75歳以上のかた
- 65歳以上75歳未満で一定の障害があるかた(申請が必要です)
 - ・身体障害者手帳の1級から3級に該当するかたおよび4級に該当するかたの一部
 - ・障害年金の1級および2級に該当するかた
 - ・療育手帳のAに該当するかた
 - ・精神障害者保健福祉手帳の1級および2級に該当するかた
- ※身体障害者手帳4級で次の障害のかたは該当となります。
 - ・音声機能、言語機能またはそしゃく機能の著しい障害
 - ・両下肢の全ての指を欠かかた
 - ・1下肢を下腿の2分の1以上で欠かかた
 - ・1下肢の機能の著しい障害

病院などで診療を受けるとき

病院などの窓口、「後期高齢者医療被保険者証」を必ず提示してください。

現役並み所得者は3割、一定以上の所得のあるかたは2割、それ以外の人1割負担となります。ただし、次に該当するかたについては、申請し認定を受けると、1割又は2割負担となります。

- 同一世帯に被保険者と70歳以上のかたがいる場合、被保険者と70歳以上のかたの収入の合計額が520万円未満のかた
- 同一世帯に被保険者が1人のみの場合、被保険者本人の収入額が383万円未満のかた

医療費が高額になったとき

1カ月の医療費の窓口負担額が次の表の限度額を超えた場合、申請により高額療養費として支給されます。一度申請すると、次から自動的に振り込まれます。

自己負担限度額(月額)

自己負担の割合	所得区分	外来+入院(世帯単位)	
		外来(個人単位)	
3割	現役Ⅲ (課税所得690万円以上)	252,600円+ (総医療費-842,000円)×1% <140,100円>	
	現役Ⅱ (課税所得380万円以上)	167,400円+ (総医療費-558,000円)×1% <93,000円>	
	現役Ⅰ (課税所得145万円以上)	80,100円+ (総医療費-267,000円)×1% <44,400円>	
2割	一般Ⅱ	6,000円+(総医療費-30,000円)×10% または18,000円のいずれか低い方 (年間上限144,000円)	57,600円 <44,400円>
1割	一般Ⅰ	18,000円 (年間上限144,000円)	57,600円 <44,400円>
	低所得Ⅱ	8,000円	24,600円
	低所得Ⅰ		15,000円

※1年間(8月~翌年7月)の外来の自己負担額の上限額は144,000円です。

<>内は、外来+入院(世帯単位)の限度額を超えた月が、直近12カ月以内に4回以上ある場合、4回目からの限度額となります。

※低所得Ⅰ 同一世帯の世帯員全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いたときに0円になるかた(年金の所得は80万円として計算)

※低所得Ⅱ 同一世帯の世帯員全員が住民税非課税の被保険者

入院時の食事代

対象区分	金額	
現役並み所得者、一般	1食490円	
低所得Ⅱ	90日までの入院	1食230円
	過去12カ月の入院日数が90日を超える入院	1食180円
低所得Ⅰ	1食110円	

<広告>

デイサービスセンターおひさまでは
人と人とのつながりを大切にします



デイサービスセンター
おひさま

〒018-3505 大館市早口字小比立内 51-5

電話 0186-54-0186

FAX 0186-54-0187

介護についてお悩みの方は、
何でもご相談ください。



デイサービスセンター
あおぞら

〒017-0012 大館市釈迦内字台野下 22-2

電話・FAX 0186-48-4646

療養病床へ入院する時の食費・居住費

※食費・居住費の標準負担額

所得区分 (適用区分)	1食あたりの食費		1食あたりの居住費	
	医療区分 I (Ⅱ・Ⅲ以外の方)	医療区分 Ⅱ・Ⅲ (医療の 必要性の 高い方)	医療区分 I (Ⅱ・Ⅲ以外の方)	医療区分 Ⅱ・Ⅲ (医療の 必要性の 高い方)
現役並み所得者・ 一般	490円 ※1	490円 ※1※2		370円
低所得Ⅱ	90日までの入院	230円	370円	指定難病 患者は 0円
	過去12カ月(区分Ⅱの減額認定を受けている期間に限る)で90日を超える入院	180円 ※3		
低所得Ⅰ	140円	110円		370円
老齢福祉年金受給者	110円	110円	370円	指定難病 患者は 0円
境界層該当者 (平成29年10月～)			0円	0円

※1 一部医療機関では450円

※2 指定難病患者または平成28年4月1日においてすでに1年を超えて精神病床に入院している患者は280円

※3 90日を超えて入院したときの食事代の適用を受ける場合は、再度申請が必要になりますので、市町村窓口へお問い合わせください。

世帯の全員が住民税非課税の場合、医療機関を受診される際の窓口負担額や入院時の食事代が減額される「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付が受けられます(保険課医療給付係への申請が必要となります)。

医療機関を受診される際は必ず「限度額適用・標準負担額減額認定証」を病院などの窓口に表示してください。

申請に必要なもの

後期高齢者医療被保険者証、通帳、過去12カ月で90日を超える入院がある場合は、入院したことを証明できる書類(領収書など)

療養費がかかったとき

医師が治療のため必要と認めた補装具(コルセットなど)や、やむを得ない事情(遠隔地の医療機関で保険証

を持たずに受診された場合など)のときは、申請して認められると療養費として支給されます。

申請に必要なもの

後期高齢者医療被保険者証、通帳、診断書(意見書)、補装具購入時の領収書等

申請窓口 保険課 医療給付係 ☎43-7046
比内総合支所 市民生活係 ☎43-7094
田代総合支所 市民生活係 ☎43-7099

移送費がかかったとき

医師の指示により、やむを得ない理由で転院などの移送に費用がかかったとき、申請して認められると移送費として支給されます。

申請に必要なもの

後期高齢者医療被保険者証、通帳、移送費用の領収書、移送に関する医師の意見書

交通事故にあったとき

交通事故など第三者の行為によってけがをした場合でも、届け出により後期高齢者医療制度で治療を受けることができます。この場合、後期高齢者医療制度が医療費を一時的に立て替え、あとで加害者に費用を請求することになります。

①警察に届ける

交通事故にあつたら、警察に届け出てください。

②病院で治療を受ける

病院などの窓口に「交通事故による傷病である」旨を伝え、後期高齢者医療被保険者証を提示して、治療を受けてください。

③保険課医療給付係へ届け出る

「第三者行為による傷病届」を提出してください。

申請に必要なもの(③届け出のとき)

後期高齢者医療被保険者証、はんこ、交通事故証明書

※示談は市に相談してから

先に加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませたりしてしまうと、後期高齢者医療制度で治療を受けられなくなることがあります。示談の前にご相談ください。

申請窓口 保険課 医療給付係 ☎43-7046



福祉・介護

〈 広告 〉

社会福祉法人 成寿会

〒017-0012 秋田県大館市釈迦内字狼穴79番地

介護老人保健施設 成寿苑 電話 0186-48-4975
成寿苑指定短期入所療養介護事業所 FAX 0186-45-2115
 (ショートステイ)
成寿苑指定訪問リハビリテーション事業所
成寿苑指定通所リハビリテーション事業所 電話 0186-48-3336
 (デイケア)
成寿苑指定居宅介護支援事業所 電話 0186-48-4987
 FAX 0186-45-2116
成寿苑指定訪問介護事業所 電話 0186-57-8781
 FAX 0186-48-2340

〒017-0012 秋田県大館市釈迦内字狼穴89番地

Kids terrace at seiju

(企業主導型保育施設、病児保育)

保育/電話 0186-57-8160 FAX 0186-57-8227
病児/電話 0186-57-8170 FAX 0186-57-8228

〒017-0012 秋田県大館市釈迦内字獅子ヶ森1-32

地域密着型介護老人福祉施設 Club City

電話 0186-59-8355 FAX 0186-59-8356

社会福祉法人 水交苑

特別養護老人ホーム 水交苑

特別養護老人ホーム 山館苑
 軽費老人ホーム ケアハウス 樹海の里
 水交苑デイサービスセンター のぎく
 水交苑居宅介護支援事業所
 山館苑居宅介護支援事業所
 大館市地域包括支援センター 水交苑

秋田県大館市字下綱22番地1
 電話 0186-48-3553
 FAX 0186-48-3552

社会福祉法人 大館市社会福祉協議会

本所 TEL 0186-42-8101
 ●大館市ボランティアセンター TEL 0186-42-8101
 ●大館市福祉生活サポートセンター TEL 0186-49-2585

三ノ丸事務所 TEL 0186-49-2588
 ●居宅介護支援事業所 TEL 0186-49-2588
 ●大館市地域包括支援センターかつら TEL 0186-49-2587
 ●デイサービスセンターかつら TEL 0186-42-8107

上川治事務所 TEL 0186-42-8102
 ●ヘルパーステーション TEL 0186-42-8102

比内事務所 TEL 0186-55-2850
 田代事務所 TEL 0186-54-3173

はり、きゅう、マッサージ施術費助成

問 保険課 医療給付係 ☎43-7046

満65歳以上のかたに、はり・きゅう・マッサージを受けるときの費用の一部を施術券で助成しています。

助成の額など

年間(4月から翌年の3月まで)6,000円(1,000円×6枚)

申請に必要なもの

健康保険証、はんこ

※施術券は1回につき1枚の助成で「大館市はり、きゅう、マッサージ師会会員の施術所」で利用できます。

施術券が利用できる施術所

施術所名	施術場所	電話番号
石母田鍼灸マッサージ治療院	御成町三丁目3-2	44-8556
はりきゅう 衛 整骨院	中道三丁目1-87	42-2081
成田マッサージ	東台七丁目2-28	43-9790
マッサージ はり きゅう スマイルハート	柄沢字長橋20-2	49-3290
桜町鍼灸整骨院	字桜町5-3	49-2788
出張あんま屋さん千寿	字池内道下91-1	43-4603
長崎鍼灸院	字馬喰町34	42-1322
斎藤鍼マッサージ院	字新町2	43-2462
大文字針灸堂	字大館84	42-5510
軽井沢はり灸治療院	軽井沢字五輪 岱18-2	52-2216
花田太一鍼灸マッサージ	岩瀬字上岩瀬 塚の岱43-1 (たしる温泉 ユップラ内)	080-1663-9596

申請窓口 保険課 医療給付係 ☎43-7046
 比内総合支所 市民生活係 ☎43-7094
 田代総合支所 市民生活係 ☎43-7099

長寿を祝って

問 長寿課 高齢者福祉係 ☎43-7056

市民の皆さんの長寿を祝って、満100歳になられたかたへ長寿祝い金を贈呈します。

長寿祝い金

- 在宅で、本市に引き続き10年以上住んでいるかた 20万円
- 上記以外のかた 3万円

移送サービス利用券、高齢者バス券の交付

問 長寿課 高齢者福祉係 ☎43-7056

●移送サービス利用券

高齢者や障害者(満65歳以上)が、通院したり福祉制度の利用や申請をしたりする際に、一般の交通機関を利用することが困難なかたが、福祉タクシーを利用する場合、月当たり2枚の移送サービス利用券を交付しています。

対象

市民税非課税世帯で次のいずれかに該当するかた

- 要介護4または5の認定を受けているかた
- 車イスを常時利用しているかた
- 片道の移送所要時間により、次の額を上限として助成します。
- 30分以内 1,500円 ●1時間以内 2,000円
- 1時間を超える 2,500円

●高齢者バス券

遠隔地の医療機関へ通院のため定期的にバスを利用し、その運賃が高額となっている65歳以上のかたに、1年度当たり5,000円分のバス回数券を交付しています。

ただし、次のかたは交付の対象となりません。

- 医療機関までのバス運賃が片道400円未満のかた(身体障害者手帳の交付を受けている場合は、バス運賃割引制度を適用後の額が片道400円未満)
- 寝たきりや認知症のため、一人でバスを利用できないかた
- 移送サービス利用券の交付を受けているかた
- 重度心身障害者(児)移送費給付を受けているかた
- 市民税課税世帯に属するかた

〈広告〉

介護医療院 西大館病院
 大館市川口字上野6番地125 TEL.0186-49-3211

介護老人保健施設 大館園
 ●通所リハビリテーション事業所
 ●訪問リハビリテーション事業所
 大館市芦田字芦田子南275番地 TEL.0186-48-5777

大館介護センター
 大館市片山町三丁目14番14号
 ●大館訪問看護ステーション TEL.0186-49-3210
 ●グループホームおおだて TEL.0186-59-5303
 ●光智会事務局 TEL.0186-49-2240

まごころ、つないで。地域といっしょに。
 医療法人 **光智会**



1001 FUJI TAXI
 株式会社 富士タクシー



(0186)42-1001




老人いこいの家「清和荘」の利用

問 老人いこいの家「清和荘」
釈迦内字獅子ヶ森1-1 ☎48-4412

高齢者の健康増進と安らぎ、教養を深めていただくために、老人いこいの家「清和荘」をご利用ください。ご利用されるかたは、あらかじめ施設に直接申し込んでください。

- 開館時間 午前9時～午後5時
- 休館日 毎週日曜日、祝日、12月29日～1月3日
- 使用料 無料

※開館時間および休館日は変更となる場合があります。

利用できる福祉用具について

問 長寿課 高齢者福祉係 ☎43-7056

● 緊急通報装置・ふれあい安心電話

対象地域

- 大館地域・比内地域 緊急通報装置
- 田代地域 ふれあい安心電話

対象

市民税非課税世帯で次のいずれかに該当するかた

- 一人暮らしの65歳以上のかた
- 65歳以上の世帯で病弱なかた
- 一人暮らしの重度身体障害(1～2級)のかた

内容 急病や事故等の緊急時に、外部の通報先へ通報する専用通報端末機の貸与

利用者の負担 装置により異なります。

● 福祉(老人)電話

対象 65歳以上の一人暮らしで低所得のかた

内容 電話加入権の貸与

利用者の負担 月々の基本料金および通話料
取り付け・取り外しの際の工事料金

● 車イス

対象 一時的に車イスが必要となる65歳以上のかた

内容 車イスの短期(3カ月以内)貸し出し

利用者の負担 なし(破損させた場合等は、修理費等は利用者負担となります)

雪下ろし費用の助成

問 長寿課 高齢者福祉係 ☎43-7056

希望するかたは、作業前にご相談ください。

対象 次の要件を全て満たすかた

- 65歳以上の高齢者のみで持ち家に住んでいる
- 市民税非課税世帯である
- 市税を滞納していない

助成額 雪下ろしとその除排雪にかかる費用の2分の1(最大3万円)

地域ふれあい除雪支援事業

問 長寿課 高齢者福祉係 ☎43-7056

冬期間、除雪困難な高齢者世帯などを地域住民が支援することにより、地域の支え合いが助長されるとともに、高齢者の安心した在宅生活を支援します。

対象 65歳以上の高齢者又は身障1級、2級のみで構成されている世帯など

除雪範囲 間口(道路に面した出入口部分)など

- 事業内容**
- 除雪車が公道を除雪した際の間口に残った雪を町内会が除雪する
 - 実施した町内会に対し、助成金を支給(単価:8,000円/世帯)

大館市地域包括支援センター

問 長寿課 地域包括ケア推進係 ☎43-7085

住みなれた地域で暮らしていただけるよう、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員などの専門職が中心となり、地域の高齢者への総合的な支援を行います。

名称	対象地区
大館市地域包括支援センターかつら 字三ノ丸103-4 総合福祉センター内 ☎49-2587	大館地区(一中学区)・下川治地区
大館市地域包括支援センター神山荘 花岡町字姥沢34-1 花岡町コミュニティさ ろん内 ☎57-8601	釈迦内地区・花岡地区・矢立地区
大館市地域包括支援センター水交苑 字下綱123 ケアハウス樹海の里内 ☎45-2333	大館地区(東中学区)・長木地区
大館市地域包括支援センターおおたき 十二所字大水口4-5 特別養護老人ホームつ くし苑併設 ☎47-7211	上川治地区・十二所地区
大館市地域包括支援センター大館南 下川原字向野17-1 特別養護老人ホーム大 館南ガーデン内 ☎59-6182	真中地区・二井田地区
大館市地域包括支援センターひない 比内町扇田字上扇田49-1 いきいきシル バーサポートひない内 ☎55-0665	比内地域
大館市地域包括支援センター長慶荘 岩瀬字上岩瀬塚の岱16 田代いきいきふれ あいセンター内 ☎54-2901	田代地域



介護職の資格取得を支援します

問 長寿課 高齢者福祉係 ☎43-7056

介護職員初任者研修の受講料・教材費および介護福祉士の資格取得にかかる費用

介護職員初任者研修受講者支援事業

介護職員初任者研修の受講料・教材費の半額(100円未満切捨て、6万円を限度とする)を助成します。高校生は、全額助成となります。

介護福祉士資格取得支援事業

介護福祉士の資格取得にかかる費用(介護福祉士実務者研修の受講料・教材費、国家試験受験料・資格取得にかかる費用)の半額(100円未満切捨て、10万円を限度とする)を助成します。

介護保険

介護保険のしくみや保険料、介護サービスの利用について詳しい内容をまとめた「わがまちの介護保険ガイドブック」を市ホームページに掲載しています。



介護保険に加入するかたの保険料

問 長寿課 介護保険係 ☎43-7055

40歳以上のかたは、介護保険の加入者になります(加入の手続きは必要ありません)。



● 65歳以上のかた(第1号被保険者)

保険料 所得金額や市民税の課税状況によって決定します。

納め方 老齢・退職年金、遺族年金、障害年金が年額18万円以上のかたは、年金から天引きされます(特別徴収)。年額18万円未満のかたは納付書で納付します(普通徴収)。

サービスを受けられるかた:介護が必要と認定されたかた

● 40歳から64歳までのかたで公的医療保険に加入しているかた(第2号被保険者)

保険料と納め方 加入している公的医療保険の算定方法により、一括して納めます。

サービスを受けられるかた:加齢に伴う病気(特定疾病)により介護が必要と認定されたかた

要介護度の認定

申請

介護を必要とする本人や家族などが、市に要介護認定の申請をします(地域包括支援センターや指定居宅介護支援事業者、または介護保険施設に申請を代行してもらうことができます)。

● 申請受付窓口 長寿課 介護保険係 ☎43-7055

要介護認定

1次判定

市の職員や市から委託された事業者が申請者の家庭や施設を訪問して、心身の状態などについて調査します。あわせて、かかりつけの医師から主治医意見書を提出してもらい、その結果を全国一律の基準で1次判定を行います。

2次判定

1次判定の結果をもとに、保健・医療・福祉の専門家で構成される介護認定審査会で審査・判定を行います。

認定

要介護度が決まります。認定通知は申請から原則30日以内に通知されます。結果は非該当、要支援1・2、要介護1～5に分かれます。

サービスの利用

要介護度に応じたサービスを利用できます。在宅サービスを受けるかたは、介護サービス計画(ケアプラン)の作成が必要です。ケアプランの作成は居宅介護支援事業者が行います。

要支援1・2と判定されたかたは、ご自分の住んでいる地域を担当する地域包括支援センターで介護予防ケアプランを作成してもらうことになります。要支援のかたは原則として施設サービスの給付はありません。

介護予防・生活支援サービス

問 長寿課 地域包括ケア推進係 ☎43-7085

基本チェックリストで対象と判定されたかたは、訪問・通所サービスを利用することができます。

判定

「運動」「栄養」「口腔」「閉じこもり」「認知機能」「うつ傾向」などの分野ごとに、25項目の質問項目が設けられ、日常生活に必要な機能が低下した状態か基本チェックリストにより判定するものです。

地域包括支援センターが、本人の状況を確認しながら実施します。

サービスの利用

事業対象者と判定されたかたは「訪問型サービス」と「通所型サービス」を受けることができます。ケアプランの作成は、担当する地域包括支援センターが行います。



利用できる介護サービス(介護予防サービス)

問 長寿課 介護保険係 ☎43-7055

要介護1以上のかたは「在宅サービス」か「施設サービス」を利用できます。要支援1・2のかたは「在宅サービス(介護予防)」のみの利用となり「施設サービス」は利用できません。

● 訪問で受けられるサービス

訪問介護(訪問型サービス)
 訪問入浴介護(介護予防訪問入浴介護)
 訪問看護(介護予防訪問看護)
 訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)
 居宅療養管理指導(介護予防居宅療養管理指導)

● 通所して受けられるサービス

通所介護(通所型サービス)
 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)

● 短期入所して受けられるサービス(ショートステイ)

短期入所生活介護(介護予防短期入所生活介護)
 短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)

● その他の在宅サービス

認知症対応型共同生活介護(介護予防認知症対応型共同生活介護)＝グループホーム
 特定施設入居者生活介護(介護予防特定施設入居者生活介護)
 住宅改修費の支給(介護予防住宅改修費の支給)
 福祉用具の貸与(介護予防福祉用具の貸与)
 福祉用具購入費の支給(介護予防福祉用具購入費の支給)

● 施設に入所して受けられるサービス

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)
 介護老人保健施設(老人保健施設)
 介護医療院

介護サービスの費用

問 長寿課 介護保険係 ☎43-7055

利用者負担 介護サービスを利用したときは、所得に応じて費用の1割から3割を事業者に支払います。



施設サービスを利用したときの費用

問 長寿課 介護保険係 ☎43-7055

介護保険施設やショートステイを利用する際には、利用者が介護サービス費の利用者負担割合分(1割から3割)と、居住費(滞在費)・食費・日常生活費の合計額を負担します。

居住費(滞在費)・食費のめやす(1日あたり)

居住費(滞在費)と食費は、利用者と施設との契約により決まります。金額は施設により異なりますが、食事の提供や居住等に要する平均的な費用を勘案した額「基準費用額」が定められています。

基準費用額	居住費(滞在費)				食費
	ユニット型 個室	ユニット型 個室の多床室	従来型 個室	多床室	
	2,066円	1,728円	1,728円 (1,231円)	437円 (915円)	1,445円

※介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合は、()内の金額です。

施設入所者等の居住費(滞在費)・食費の負担を軽減する制度

介護保険負担限度額認定は、低所得のかたが施設サービスを利用する際に、施設の居住費(滞在費)と食費の負担を軽減する制度です。申請して認定を受けたかたは、所得に応じた負担限度額までを自己負担し、残りの基準費用額との差額は介護保険から給付されます。

対象

- 生活保護を受給しているかた
- 次の2つの要件に該当するかた
 1. 所得要件
 - 利用者の属する世帯全員が市民税非課税
 - 別世帯に配偶者がいる場合は、別世帯の配偶者も市民税非課税
 2. 資産要件
 - 第1段階 : 預貯金などが単身1,000万円、夫婦2,000万円以下
 - 第2段階 : 預貯金などが単身 650万円、夫婦1,650万円以下
 - 第3段階①: 預貯金などが単身 550万円、夫婦1,550万円以下
 - 第3段階②: 預貯金などが単身 500万円、夫婦1,500万円以下

〈広告〉

社会福祉法人

大館市社会福祉事業団

ホームページ

本部事業所 ☎018-5601 大館市十二所字大水口4-5 TEL 0186-47-7200 FAX 0186-47-7017

.....高年齢者サービス.....

大館市特別養護老人ホームつくし苑 ☎ 47-7200	大館市養護老人ホーム 成章園 ☎ 52-2525	大館市ケアハウス ほうおう ☎ 47-7210
大館市デイサービスセンター 大滝 ☎ 47-7201	事業団ホームヘルプステーション ☎ 47-7218	大館市ふれあいセンターやまびこ ☎ 47-7220
大館市地域包括支援センターおおたき ☎ 47-7211	ケアプランセンター おおたき ☎ 47-7222	ケアプランセンターはぎのだい ☎ 59-8040

.....保育サービス.....

大館市 沼館保育所 ☎ 43-0458	大館市 長木保育所 ☎ 48-4808	大館市 下川沿保育所 ☎ 49-6269	大館市 二井田保育所 ☎ 49-5471	大館市 矢立保育所 ☎ 46-1860
---------------------------	---------------------------	----------------------------	----------------------------	---------------------------

利用者負担段階(1日あたり)

段階	対象者	居住費				食費	
		ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	施設サービス	短期入所サービス
第1段階	生活保護受給者	880円	550円	550円 (380円)	0円	300円	300円
	世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金を受給しているかた						
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と非課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下のかた	880円	550円	550円 (480円)	430円	390円	600円
第3段階①	世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と非課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下のかた	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	650円	1,000円
第3段階②	世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と非課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超えるかた	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	1,360円	1,300円

※介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合は、()内の金額です。

高額介護サービス費

問 長寿課 介護保険係 ☎43-7055

同じ月内に受けた、在宅サービスまたは施設利用サービスの利用者負担の合計(同じ世帯に複数に利用者がある場合は世帯合計額)が、利用者負担の上限額を超えた場合、申請することで「高額介護サービス費」が支給されます。



用したときに半額の割引を受けることができます。事前に申請が必要です。

- その他
タクシー利用助成券、ガソリン(自動車燃料購入)助成券の交付、携帯電話料金の割引、NHK受信料の免除、税の優遇措置、障害福祉サービス、地域生活支援事業(日中一時支援事業、移動支援事業、訪問入浴サービス、日常生活用具給付事業など)

家族介護用品支給券の利用

問 長寿課 高齢者福祉係 ☎43-7056

家族介護用品支給券

介護認定で要介護4・5と認定された高齢者と同一世帯に属し、高齢者を介護している家族に、市が指定するお店で利用できるクーポン券を交付しています。世帯に属するかた全員が市民税非課税であることが条件です。

- 月5,000円分の支給券(年額60,000円)

各種手当

問 福祉課 障害福祉係 ☎43-7052

● 特別障害者手当

著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳以上の在宅のかたに支給されます。対象となる障害の程度は、おおむね身体障害者手帳1・2級程度および療育手帳A程度の障害が重複しているかた、またはそれと同程度の疾病・精神障害のかたなどです。ただし、次のかたは対象になりません。

- 施設に入所しているかた
- 病院または診療所に3カ月以上継続して入院しているかた

※受給資格者本人、その配偶者および扶養義務者の所得制限があります。

手当の額

月額28,840円(令和6年4月1日現在)

● 障害児福祉手当

重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳未満のかたに支給されます。対象となる障害の程度は、おおむね身体障害者手帳1・2級、療育手帳A程度またはそれと同程度の疾病・精神障害のかたなどです。ただし、次のかたは対象になりません。

- 施設に入所しているかた
 - 障害を理由とする公的年金を受給されているかた
- ※受給資格者本人、その配偶者および扶養義務者の所得制限があります。

手当の額

月額15,690円(令和6年4月1日現在)

障害者の福祉

支援サービス・助成制度

問 福祉課 障害福祉係 ☎43-7052

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちのかたは、各種の支援サービスや優遇制度(手帳の種類や等級等の制限があります)を受けることができます。



- 補装具の給付
身体障害のあるかたが失われた機能を補うための用具(義手、義足、車いす、装具、杖、補聴器、眼鏡等)の費用の支給、修理費用の支給を行っています。
- 各種乗り物の運賃割引
バス、タクシー、JR、航空機を利用する際に割引を受けられる場合があります。
- 有料道路の障害者割引
障害のあるかたが自ら運転する場合、または重度の障害のあるかたが、他者の運転により有料道路を利用



福祉・介護

● 特別児童扶養手当

問 子ども課 児童相談係 ☎43-7054

20歳未満の障害のある児童を養育しているかたに支給されます。

ただし、児童が障害を理由に年金を支給されたり、児童福祉施設に入所している場合は対象になりません。

手当の額

1級(重度):月額 55,350円(令和6年4月1日現在)

2級(中度):月額 36,860円(令和6年4月1日現在)

障害基礎年金

問 保険課 年金係 ☎43-7043

精神疾患・知的障害・身体障害などで、日常生活に支障をきたしている場合、①障害の状態、②年金保険料の納付要件、③年齢などの条件を満たしていれば、障害基礎年金が支給されることがあります。

ご本人か、ご家族のかたに直接お話を伺いながら手続きを進めていきますので、障害基礎年金を申請する原因となる病気で、初めて病院に行った日(初診日)を病院で確認のうえ、お問い合わせください。

障害者(児)の医療費の助成(福祉医療制度)

問 保険課 医療給付係 ☎43-7046

身体障害者手帳、療育手帳(A)等、精神障害者保健福祉手帳1級を交付されている障害者(児)が病院などで診察を受けたときに、医療費の自己負担分を助成しています。申請により福祉医療費受給者証の交付を受け、健康保険証と一緒に医療機関窓口で提示することで、医療費の自己負担分の助成を受けられます。

対象

- 身体障害者手帳(1~3級)を交付されているかた
- 療育手帳(A)を交付されているかた
- 精神障害者保健福祉手帳1級を交付されているかたのうち、自立支援医療(精神通院)を受給されているかた

※上記対象者のうち、社会保険の被保険者本人のかたは、所得制限あり

- 身体障害者手帳(4~6級)を交付されている65歳以上のかた(社会保険の被保険者本人のかたは、対象となりません)

※所得制限あり

所得制限

所得基準額を超えるとときは福祉医療制度の対象となりません。

扶養親族等の数	本人所得基準額	配偶者・扶養義務者(同居の父母など)の所得基準額
0人	2,695,000円	7,387,000円
1人	3,075,000円	7,636,000円
2人	3,455,000円	7,849,000円
3人	3,835,000円	8,062,000円
4人	4,215,000円	8,275,000円
5人	4,595,000円	8,488,000円

申請に必要なもの

心身障害者(児)のかた本人の健康保険証、はんこ、身体障害者手帳または療育手帳、もしくは精神障害者保健福祉手帳と自立支援医療(精神通院)受給者証

※転入したかたは、転入前の市区町村の所得課税証明書が必要となる場合があります。

※県外の医療機関で受診したときなどについては、P41「乳幼児および小中高生等の医療費の助成」をご覧ください。

更新について

受給者証は自動更新となります。引き続き該当となるかたには、有効期間の満了前に新しい受給者証をお送りします。ただし、受給者証の有効期間が身体障害者手帳または療育手帳、もしくは自立支援医療(精神通院)受給者証の再判定年月の末日までとなっている場合は自動更新となりません。この場合、新しい手帳等が交付されたときに改めて受給者証の交付申請が必要となりますので、忘れずに手続きしてください。

申請窓口 保険課 医療給付係 ☎43-7046
 比内総合支所 市民生活係 ☎43-7094
 田代総合支所 市民生活係 ☎43-7099

自立支援医療費(更生医療・育成医療)

問 福祉課 障害福祉係 ☎43-7052

身体障害者手帳をお持ちのかたが、障害を軽減または改善するための医療(人工透析や人工関節の手術など)に関する助成制度です。18歳未満のかたが対象の育成医療は障害者手帳がなくても申請できます。手術や治療を受ける前に医療機関にご相談のうえ、申請してください。

申請には次のものが必要です

- はんこ
- 医師の診断書
- 保険証(同じ医療保険に加入しているかた、全員の保険証をお持ちください)
- 前年の収入が分かるもの。障害年金等、税法上非課税の扱いとなっている所得は、振り込み通知や通帳などをお持ちください
- 身体障害者手帳(お持ちのかたのみ)
- 現在使用している受給者証(お持ちのかたのみ)

申請窓口 福祉課 障害福祉係 ☎43-7052



福祉・介護

自立支援医療費(精神通院)

問 福祉課 障害福祉係 ☎43-7052

統合失調症・うつ病・てんかんなどにより通院治療が必要と判断されたかたが対象となります。この制度の認定を受けることで、精神科への通院にかかる医療費が3割から1割に軽減されるほか、世帯の所得に応じて上限額が決められていて、負担が重くなりすぎないようになっています。

申請には次のものが必要です

- はんこ
- 医師の診断書(診断書は、初回および2年ごとに提出が必要です)
- 「重度かつ継続」に関する意見書(高額治療継続者に該当するかたのみ必要です)
- 保険証
- 前年の収入が分かるもの。障害年金等、税法上非課税の扱いになっている所得は、振り込み通知や通帳などをお持ちください。
- 現在使用している受給者証(お持ちのかたのみ)

申請窓口 福祉課 障害福祉係 ☎43-7052
比内総合支所 市民生活係 ☎43-7094
田代総合支所 市民生活係 ☎43-7099

障害者扶養共済制度

問 北秋田地域振興局 大館福祉環境部 ☎52-3955

障害のあるかたを扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛け金を納めることにより、保護者に万が一(死亡・重度障害)のことがあったとき、障害のあるかたに終身一定額の年金を支給するものです。

加入要件

障害のあるかたを現に扶養している保護者のかたで、健康状態が良好で65歳未満であること

※障害のあるかたの範囲

- 知的障害のかた
- 身体障害者手帳の等級が、1～3級のかた
- 精神または身体に永続的な障害のあるかたで、上記のかたと同程度と認められるかた

障害に関する相談窓口

●大館市基幹相談支援センター

問 ☎59-7255

障害のあるかたやその家族などの地域における生活を支援するため、福祉サービスの利用や各種制度の活用に関することなど、さまざまな相談に応じる身近な相談窓口です。

相談窓口

大館市基幹相談支援センター(総合福祉センター内)

☎59-7255

- 相談受付日時 月曜日～金曜日(土日・祝日・年末年始を除く)
午前8時30分～午後5時30分

地域活動支援センター

問 ▶福祉課 障害福祉係 ☎43-7052
▶大館市地域活動支援センター(総合福祉センター内) ☎49-0104

※月曜日～金曜日(土日祝日、年末年始を除く)
午前10時～午後4時

障害のあるかたに創作的活動、機能訓練、社会適応訓練を実施しています。また、社会参加や利用者間の交流を促進することなどを目的として、日中安心して過ごすことができる居場所を提供しています。

対象者 在宅の障害のあるかた

障害福祉サービスの利用について

問 福祉課 障害福祉係 ☎43-7052

障害福祉サービス

在宅で訪問を受けたり、施設に通所して利用するサービスと、施設に入所して利用するサービスがあります。

サービス利用までの流れ

①相談…大館市基幹相談支援センター、福祉課障害福祉係、相談支援事業所へご相談ください

②申請…申請書に記入し、市へ申請します

③調査…障害の状況を聞き取り調査します

④審査・認定…障害支援区分が決められます
※障害の軽い順に区分1から区分6までに分けられ、利用できるサービスが決まります。
(原則18歳未満のかたは除かれます)

⑤利用計画の聞き取り…障害の状況に応じたサービス利用計画を立てます

⑥事業所と契約…事業所とサービス契約を交わします

⑦サービスの利用開始…サービス開始です

費用

原則として利用したサービス料金の1割が自己負担となっていますが、世帯の所得に応じて上限が決められており、負担が重ならないようになっています。

